

第 2 1 回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和 4 年 2 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分より

会議の場所 丹生川支所 2 階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|---------|------------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 3 3 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 1 7 4 号 | 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 1 7 5 号 | 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 1 7 6 号 | 農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 1 7 7 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 1 7 8 号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第 1 7 9 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第 1 0 | 議第 1 8 0 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 1 | 議第 1 8 1 号 | 農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について |
| 日程第 1 2 | 議第 1 8 2 号 | 農用地利用配分計画 (案) について |
| 日程第 1 3 | 議第 1 8 3 号 | 農地所有適格法人の適格者証明について |

日程第14 議第184号 農地法施行規則第17条2項の規定に基づく適用農地の指定について

日程第15 議第185号 農地法施行規則第17条2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、農地主事：船坂康博、書記：川田健磨、植杉祐貴、農地相談員：森本和彦

職務代理 ただいまより第21回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、欠席委員はいません。
本日の出席委員は、18名中18名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

会 長 皆さん、こんにちは。
毎日、寒い日が続いています。寒さのせいかよく分かりませんが、今年は、カメムシが例年より少ないような気がします。いつもは神社のへつとり等に隠れていますが、今年は1匹も見当たりません。
確定申告が始まっています。昔は税務署が非常に混んでいましたが、今は、インターネットによるパソコン等での提出が増加したため、以前よりは混んでいません。
また、今年はガソリン、灯油などの光熱費が例年より多くかかっていました。高山でもコロナや世界経済の影響を受けていることを実感します。

話は変わりますが、役員の方には前回の役員会です承していただきましたが、今後のブロック研修等の会議に、JAの職員も参加していただき、情報の共有を図ったらどうかと思ひまして、皆さんの了承が得られれば、JAの役員にお願いしようかと思ひます。

本日も、スムーズな審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 6番 小井戸委員と8番 小坂委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第33号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

坂
農地主事

今回は59法人のうち6法人について報告します。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、

①法人形態

②事業要件

③構成員要件

④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上6件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第174号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、10件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、10件 田畑 16筆 17,014.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第175号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、1件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、件 田 畑 1 筆 394.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第176号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、10件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

6番の案件については面積規模等から、別途まちづくり条例の手続きが必要。

以上、10件 田 畑 1 4 筆 4,202.40 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第177号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、1件の上程です。
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

議長 続きまして、日程第8 議第178号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、3件の上程です。
非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。
(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、

認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上3件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第179号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、1件の上程です。

(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思有を確認したことを説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第10 議第180号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

川田書記 本日は14件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経

営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑 2 3 筆 18,010.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第 1 1 議第 1 8 1 号 農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について を議題とします。事務局の説明を願います。

川 田 書 記 本日は 1 件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき
田 3 筆 2,456.00 m²について、新規 5 年の使用及び賃貸借権を設定
するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について、承認とします。

続きまして、日程第 1 2 議第 1 8 2 号 農用地利用配分計画 (案) について を議題とします。

事務局の説明を願います。

川 田 書 記 3 件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付

予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、3件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。

続きまして、日程第13 議第183号 農地所有適格法人の適格者証明について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂 今回は、1件の上程です。

農地主事 農地法第2条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があり、4つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法人で、

- ①法人形態要件
- ②事業要件
- ③構成員要件
- ④役員要件

のすべてを満たす法人。なお、農地所有適格法人以外の法人については貸借方式で権利を取得することができます。

(適格説明書が提出された年月)

①法人形態要件の判断基準として法人形態を定款で確認したこと

②事業要件の判断基準(売り上げの過半が農業部門)について、事業計画書により確認した農業部門の業務内容と全体に占める割合

③構成員要件(構成員は農地等を提供した個人、農業に年間150日以上農業従事する者、地方公共団体、農業協同組合などに限る)

について 構成員の内訳と人数、事業計画の従事日数で予定しているその年間従事日数

④役員要件(役員の過半は当該法人の農業の常時従事者であり、かつ、その過半が農作業に60日以上従事する)について 役員の人数、事業目論見書で確認した役員の農業従事日数

農地所有適格法人となる目的、今後の拡大予定面積とその作物名を説明)

以上、1件のご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 異議なしと認め、農地所有適格法人の適格者証明について、承認とします。

続きまして、日程第14 議第184号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂農地主事 本日は1件の上程です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、必要となる資料や取扱基準内の具体的な基準の説明。)

現地については担当地区の農業委員と最適化推進委員により確認を受けています。1番の案件については野尻委員より現地の状況説明を願います。

野尻委員 (現地確認の内容を説明)

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について、承認とします。

続きますして、日程第15 議第185号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂農地主事 本日は2件の上程です。
(解除までの経緯や取扱基準を説明)
以上、2件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第21回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

小井戸 寿尚 委員

小坂 治重 委員
